

令和8年度障害者相談支援センター運営業務（精神）委託事業者 審査基準

	大項目	小項目	審査の視点
1	業務への理解及び役割	1	本業務の目的・役割を深く理解し、法人として適任と考える相談員像や業務遂行の具体策が提示されているか。
		2	本市の地域特性や精神保健福祉分野の課題を的確に捉え、ニーズに即した具体的な対応方針が示されているか。
2	運営体制	3	配置予定職員は、本業務を遂行するために十分な経験年数と専門資格を有し、質の高い支援が期待できるか。 ※指定資格を複数有する場合や、業務関連性の高い資格を保有する場合は、評価に加味する。
		4	配置予定職員は、十分な障害福祉の相談支援業務実績を有しているか。
		5	職員の資質向上および離職防止に向けた、体系的かつ実効性のある研修（法人独自・外部参加）・支援計画が策定されているか。
		6	OJTやスーパービジョンの体制（担当者、手順、周期等）が組織的に整備され、身体・知的障害分野との相互支援も含め、計画的かつ継続的に実施・運用されているか。
		7	財務状況について、安定的かつ継続的な事業運営が見込めるか。
		8	相談対応の実施手順は適切か。
		9	地域の医療・福祉・行政機関等と連携し、特定事業者に偏らない中立的な視点で、課題解決に向けた実効性のある連携体制やネットワークが構築されているか。
3	事業内容	10	困難事例に対し、構築されたネットワークの活用など、具体的かつ効果的な対応策が示されているか。
		11	ケース対応の振り返り・検証を実施する体制は整備されているか。
		12	自立支援協議会および専門部会や地域の体制整備事業への参画実績を踏まえ、今後の地域課題解決に向けた積極的な関与の方針が示されているか。
		13	地域資源に対し、専門的見地からの助言・指導の実績を踏まえ、地域全体の支援力向上に貢献できるか。
		14	権利擁護のために必要な援助や虐待防止センター事業を適切に実施できるか。
		15	仕様書の範囲を超え、本市の課題解決や市民サービス向上に資する独自の付加価値・提案があるか。
4	独自性と付加価値		